## 押印を求める手続の見直し結果について

令和 3 (2021)年 4 月 27日 行政改革 I C T 推進課

1 見直し結果 ※対象:県民等からの申請等の手続

見直し前

押印あり(4,561手続) ※前回公表値:4,234手続

県で見直し可能(3,309手続) 7

72.5%

県で見直し不可 (1,252手続)27.5%

※前回公表値との相違は精査によるもの



※前回公表值:2,901手続



見直し後

## 押印廃止※(4,443手続) 97.4%

県の条例・規則・要綱等の見直しによる押印廃止(3,268手続)

国の法令等の見直しによる 押印廃止(1,175手続)

**が兀** (118手続 26%

※押印廃止予定を含む

## 【押印を存続する手続例】

- ・国の法令等の規定により押印を要する手続
- 印鑑証明による厳格な本人確認を要する手続
- ・金融機関への届出印を要する手続 など



## 2 今後の取組

- 押印を廃止した手続については、利用者が多い手続から優先的にオンライン化を実施
- 押印を存続する手続については、引き続き押印の必要性を検討し、適宜見直しを実施